

○重度障害者等タクシー料金及び自動車燃料給油費助成要綱

平成20年4月1日

(総則)

第1条 重度障害者等に対するタクシーの料金及び自動車の給油に要する費用の助成については、この要綱の定めるところによる。

(対象)

第2条 助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有している在宅の者であつて、次の各号のいずれかに該当しているものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「別表」という。)の1級又は2級に該当する障害(聴覚障害のみの者を除き、ろうあ者を含むものとする。)を有する者であること。
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所(以下単に「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所(以下単に「更生相談所」という。)において知能指数が35以下と判定されている者であること。
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、別表の3級に該当する障害を有し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者であること。
- (4) 神奈川県特定疾患医療給付実施要綱(昭和51年4月1日制定)に基づく医療給付を受給している者であること。
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害を有する者であること。

2 自動車の給油に要する費用(以下「自動車燃料給油費」という。)の助成を受けることができる車両は、対象者若しくはその同居の家族又は本市の区域内に居住する対象者の2親等以内の親族若しくはその配偶者が所有する自家用自動車1台とする。

(助成の内容等)

第3条 タクシー(自動車燃料給油)利用券(第1号様式。以下「利用券」という。)は、原則としてタクシーの料金の補助のために利用するものとする。ただし、やむを得ない事由によりタクシーに乗車することが困難と市長が認めた者は、自動車燃料給油費の補助のために

利用することができる。

- 2 利用券を自動車燃料給油費の補助の目的で交付した場合は、対象者本人が運転又は対象者の移動のために家族等が運転するときのみ、利用券を使用することができる。
- 3 助成は、対象者に対し、利用券を1月につき4枚とし次条第1項の規定による申請があった日の属する月から当該年度末までの月数を乗じて得た数(以下「全体数」という。)を交付することにより行うこととする。ただし、対象者のうち腎臓機能障害を有し、かつ、血液透析を行っている者に対しては、全体数に1.5を乗じて得た数(1枚未満の端数は切り上げる。)を交付することとする。
- 4 利用券は、次条第1項の規定による申請があった日の属する月分を含めて当該年度分を一括してタクシー(自動車燃料給油)利用券つづり(第2号様式)として交付する。

(助成の申請等)

第4条 タクシーの料金又は自動車燃料給油費の助成を受けようとする者は、タクシー(自動車燃料給油)利用券交付申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、自動車燃料給油費の助成を受けようとする者は、当該申請書にタクシーを利用できない理由を記載しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは助成の決定をし、利用券を当該申請者に交付するものとする。

(変更届)

第5条 前条第2項の規定により利用券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、前条第1項の申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(利用方法)

第6条 利用者は、タクシーに乗車するときはタクシーの乗務員に、給油所で給油をするときは揮発油販売業者に利用券を提出するものとする。

- 2 利用券は、タクシーの乗車1回につき7枚まで、給油所における給油1回につき4枚まで使用することができる。
- 3 利用者は、タクシーの料金又は自動車燃料給油費(以下「乗車料金等」という。)の額から助成額を差し引いた額をタクシーの乗務員又は揮発油販売業者(以下「乗務員等」という。)に支払うものとする。

(利用券の有効期限)

第7条 利用券の有効期限は、利用券の交付を受けた日の属する会計年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が、当該会計年度の途中で第2条に掲げる要件に該当しなくなった場合は、当該該当しなくなった日を有効期限とする。この場合において、当該利用者は、残余の利用券を直ちに返還するものとする。

(利用券の再交付)

第8条 利用券は、再交付しない。

(利用券の追加交付)

第9条 利用者は、新たに血液透析を行うこととなった場合は、利用券の追加交付を申請することができる。この場合において、利用券の交付枚数は、当該申請があった日の属する月から当該年度末までの月数に1.5を乗じて得た数(1枚未満の端数は切り上げる。)とする。

2 第4条の規定は、追加発行に係る利用券の申請等に準用する。

(不正利用の禁止)

第10条 市長は、利用者が、次のいずれかに該当する場合は、既に助成した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用券の交付を受けた者

(2) 利用券を不正に使用した者

(利用できるタクシー及び揮発油販売業者)

第11条 利用券を使用することができるタクシーは、次の各号に掲げる事業者がその事業の用に供するタクシーとする。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 社団法人神奈川県タクシー協会に加盟しているタクシー事業者

(2) 神奈川県個人タクシー事業連合会に加盟しているタクシー事業者

(3) 日個連東京都営業協同組合に加盟しているタクシー事業者

(4) 湘南個人タクシー協会に加盟しているタクシー事業者

(5) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条の規定による登録を受けた事業者のうち、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第3号に規定する福祉有償運送を行うものであって、利用券の請求事務を取り扱うことができる事業者

(6) 道路運送法の第4条および第43条の規定による許可を受けた事業所のうち、福祉輸送を行うものであって、利用券の取り扱い請求事務を取り扱うことができる事業所

2 利用券を使用できる揮発油販売業者は、利用券の使用について市と契約を締結しているものとする。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(支払い)

第12条 第3条第1項の規定による利用券に係る料金は、利用者に代わり市が前条に規定する事業者を支払うものとする。

2 社団法人神奈川県タクシー協会理事長、横須賀個人タクシー協同組合理事長、日個連東京都営業協同組合理事長、湘南個人タクシー協会理事長及び前条第1項第5号又は第2項に規定する事業者は、利用者から受け取った利用券を毎月取りまとめ、翌月10日までに前月分を市長に提出し、料金を請求するものとする。

(適用除外)

第13条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第5号までに規定する施設(同項第2号に規定する母子生活支援施設を除く。)及びこれに類する施設に入所している者については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 重度障害者等タクシー料金助成要綱(平成4年4月1日制定)及び重度障害者等自動車燃料費助成要綱(平成12年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

	<u>横須賀市タクシー（自動車燃料給油）利用券</u>	<u>No.00000-〇〇</u>
<u>¥ 4 5 0 -</u>		横 須 賀 市 長 印
<ul style="list-style-type: none">・ タクシー乗車1回につき最大7枚まで使用できます。給油代金は1回につき最大4枚まで使用できます。・ 本人（障害者）が乗車していないとご利用になれません。・ 給油代金として本券を使用できる車は、申請時に登録した乗用車のみです。・ 本券をご利用の際は、必ず障害者手帳をご提示ください。		
※ つり銭の請求はできません。代金に端数が出た場合は、必ず現金と併用してお支払ってください。		
有効期限 年(年)3月31日		

第1号様式（裏）

<p>利用できるタクシー等 神奈川県タクシー協会加盟タクシー、横須賀個人タクシー協同組合加盟タクシー、日個連東京都営業協同組合加盟タクシー、湘南個人タクシー協会加盟タクシー、 個人タクシー(※)、介護タクシー(※)、福祉有償運送登録事業者の車両(※)</p>		
<p>利用できる給油所 横須賀市が指定する横須賀市内の給油所（セルフスタンドは一部を除き使えません）(※) (※)横須賀市と契約しているタクシー会社等は、横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課認定係（046）822-8248 までお問い合わせください。</p>		
<p>運転手さん又は給油所へのお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この利用券1枚につき、乗車料金（身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方に関しては、1割引後の料金）又は給油代金から450円を引いた額を請求してください。 ・本券相当額（450円）はこの利用券により請求してください。 ・障害者手帳により本人確認を行ってください。 		
<p>乗車又は給油証明 (運転手又は給油所が記入)</p>	乗車又は給油年月日	乗車タクシー又は給油所名

第2号様式（表）（第3条第4項関係）

No. 00000			
 横須賀市 タクシー（自動車燃料給油）利用券 つづり 〔この利用券は換金できません〕			
氏 名			
住 所		横須賀市	
給 油 券 用 記 載 欄	運転者氏名		対象者との続柄
	自動車登録番号	横浜	— —
※運転者氏名、続柄、自動車登録番号は申請書に記載した内容を記入して下さい。 ※申請した内容でお使いください。			
横須賀市 民生局福祉こども部障害福祉課		(046) 822-8248 (認定係)	
発行日 年 月 日			

第2号様式（裏）

—ご注意(本券を利用する方へ)—

・障害者手帳を必ず提示してください。

なお、障害者手帳提示により、タクシー乗車料金が1割引となります。

- ・本券1枚につきタクシー料金及び自動車燃料給油費を450円助成します。
- ・乗車又は給油の際に、本券を利用する旨を乗務員又は給油所の方に教えてください。
- ・本券を利用して給油するときは、運転者氏名及び自動車登録番号を表紙に必ず記入してください。（記入がない場合は、給油できません。）
- ・本券は再交付いたしません。

本券を他人に譲渡したり、不正に使用した場合は、助成の対象になりません。また、これ以降利用券を交付しないことがあります。

第3号様式(第4条第1項関係)

第3号様式(第4条第1項関係)

横須賀市タクシー・燃料給油利用券交付申請書

新規 変更

(あて先)		年 月 日	
横須賀市長	住所	横須賀市	
申請者	氏名		
	電話	障害者との続柄 ()	
次のとおり申請します。			
市が申請に関する調査を行うことに同意します。			
住所			
フリガナ			
認定者名			
生年月日		電話番号	
身体障害者手帳	障害名		
	手帳番号		
	交付日	種別・等級	
療育手帳	障害程度		
	手帳番号		
	交付日		
精神障害者保健福祉手帳	障害名	障害等級	
	手帳番号		
	決定日	交付日	
タクシー・自動車燃料給油利用券		月から	枚交付 (割増 枚交付)
腎臓機能障害で透析装置を使って血液透析をされている方は、利用券を割増交付いたしますので、右欄に氏名を記入してください。		氏 名	
自動車燃料給油をご希望の方のみ記入 <input type="checkbox"/> タクシーが利用できない理由 (□にチェックしてください。その他の場合は理由を記入してください。) <input type="checkbox"/> タクシーに乗車することが身体的もしくは精神的な負担となるため。 <input type="checkbox"/> 肢体不自由児者であって、自ら運転するために自家用車を改造し、移動手段として使用しているため。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
<input type="checkbox"/> 対象者本人が運転	運転者氏名		対象者との続柄
<input type="checkbox"/> 対象者本人以外が運転	自動車登録番号		
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (申請者と同じ場合は□にチェックしてください。)			
届出人欄	氏名	連絡先電話番号	
	住所	申請者との続柄	

利用券番号 () 入力チェック欄 () 受付者 ()

受付印

第1号様式(表)(第3条第1項関係)

第1号様式(裏)

第2号様式(第3条第4項関係)

第3号様式(第4条第1項関係)